

ドイツの一部からの家きん肉等の輸入再開について

平成 29 年 12 月 6 日

ドイツにおいて高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されたことから、平成 28 年 11 月 11 日付けで同国からの生きた家きん、家きん肉等について輸入が停止されていたところですが、今般、ドイツ家畜衛生当局から提供された情報により、同国における高病原性鳥インフルエンザの清浄性を確認したことから、同国からの家きん肉等について、当該輸入停止措置を下記のとおり解除しました。

なお、ドイツ全土からの生きた家きん及びニーダーザクセン州からの家きん肉等については、同州における低病原性鳥インフルエンザの清浄性を確認するまで輸入停止措置を継続します。

記

- 1 輸入停止措置を解除する対象地域
ニーダーザクセン州以外の地域
- 2 輸入停止措置を解除する対象品目
 - (1) 本日以降にと殺された家きんの肉、臓器等及びこれらの加工品
 - (2) 本日以降に採卵された家きんの卵及びその加工品
- 3 輸入停止措置を解除する対象地域由来の羽毛について、鳥インフルエンザの国内への侵入防止の観点から実施する輸入検査における消毒措置の対象から除外する。ただし、ニューカッスル病又は家きんコレラの発生地域から輸入される羽毛については、引き続き当該消毒措置の対象となる。